

2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価

調査結果報告書

童夢認定こども園

契約日	2020年	6月	13日
		5	
職員報告会	2020年	10月	31日

2020年10月31日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

契約日	2020年 6月13日
確定日	2020年10月31日

②事業者情報

名 称：	童夢認定こども園	種 別：	認定こども園
代表者氏名：	高江洲 功	定員 (利用室数)：	224 (10 室) 名
所 在 地：	〒902-0071 沖縄県那覇市繁多川2-15-1	TEL	098-832-2525

③総評

◇特に評価の高い点

1 子どもたちの遊びの大切さの考えを園運営において徹底している。
「遊び・運動・体験」を基本とする保育内容を全年齢を通して実施する方針で、室内温水プールを設置し、プレイルームや園庭で活動できる体制がとられている。例えば、外部から体操指導と水泳指導の専門員を導入し、1歳児から5歳児までそれぞれの発達に応じて年間指導計画を作成し、週1回の指導を実施して、一人ひとりの達成状況の評価票が作成されている。遠出を含めた園外活動として北部や離島での体験があり、5歳児の泊保育や月2回の施設交流（中部療育センターや高齢施設）等が実施されている。園庭にはツリーハウスやピザ窯が設置され、雨天以外は全クラスが午前中は外での活動を実施し、ピザ焼き体験は偏食対策等に活用されている。子どもたちの体験を限りなく広げる園運営を園長が率先して行っている。

関連項目：51、53、54

2 運営の透明性の取り組みが行われている。
運営の透明性の確保については、ホームページ等で法人と認定こども園の理念や基本方針、園の概要、教育・保育の内容（行事、食事、活動の様子）、予算・決算情報が公開されている。苦情・相談の内容にもとづく改善・対応についても公表している。園長自身が地元の出身で、現在は自治会の役員を務めている。地域の公民館が主催する週1回の「繁多川おやこそだて園」に、地域の保育園が交替で協力し、当園も10月から月1回参加することになり、公民館ニュース8月号に掲載されている。法人のパンフレットを公民館にも設置している。法人の経理規程により、経理・取引に関するルールが明確にされている。こども園の財務は、税理士事務所による月次報告や決算が作成され、前年度との比較が実施されている。決算は監事による内部監査が実施されている。

関連項目：21、22

3 認定こども園の趣旨を踏まえた子育て支援が実施されている。
子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、年度初めにクラス懇談会を実施し、個人面談を0～2歳児は年2回、3～5歳児は年3回実施している。保育参加と試食会をクラス毎に行っている。0～2歳児は送迎時や連絡帳で子どもの発達や体調、保育の様子などの情報交換を行っている。園便りやクラス便りを定期的に発行し、園の方針や毎月の保育のねらいと行事、クラスの様子等を積極的に発信することで、保護者が安心して子育てが出来る支援に努めている。保護者からの相談や保護者への子育て支援の体制として、保護者から「子どもの発達や気になることについて」や「育児不安を抱えている」等の相談に個別に応じ、支援を行っている。保護者から相談を受けた場合は、担任や主幹保育教諭と情報を共有し、相談内容に適切に対応している。家族アンケートの結果、22問中20問に80%以上が「はい」と回答しており、支援内容が家族に周知されている。

関連項目：33、63

◇改善を求められる点

1 中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定が望まれる。
理念や基本方針の実現に向けて、実施する福祉サービスのさらなる充実や課題の解決などの目標（ビジョン）を明確にし、その目標を実現するために「中・長期計画」の策定が望まれる。計画の作成にあたっては、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等について、具体的な内容を盛り込むとともに、中・長期計画を実現するための財務面での裏付けとして「中・長期の収支計画」の策定も望まれる。

関連項目：4、5

2 子どもの権利擁護及びプライバシー保護に対する取り組みの徹底が望まれる。
子どもの権利擁護については、沖縄県が発行した「子どもの虐待に対応する関係機関の手引き」を整備している。早期発見するための取組としては、「園での一日のチェックポイント」が作成されている。登園時の健康チェックに始まり、遊んでいる様子や着替え時、食事時等における子どもの心身の状態を確認し、家庭での養育状況の把握に努めている。プライバシー保護の取組としては、外遊び後のシャワー使用時はブルーシートをかけて外部から見えないように配慮している。トイレは他の人から見えない構造になっており、4・5歳児のトイレにはドアを設置している。毎年、キヤップの研修を取り入れ、虐待防止研修を受講した職員による伝達研修を行っている。

隣接する建物からの視界に対する配慮など、子どものプライバシー保護や虐待防止、不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等マニュアルの整備、及びマニュアルの職員への周知徹底が望まれる。

関連項目：29、46

3 提供する教育・保育の標準的な実施方法（マニュアル）の追加整備が望まれる。

教育・保育についての標準的な実施方法については、園の保健と健康管理マニュアルや危機管理マニュアル、苦情・相談解決規程が整備されている。マニュアルの職員への周知は、年度初めの全体会議やクラスミーティングで話し合われている。

マニュアルについては、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関する規程、不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応に関するマニュアル等の整備、及び実習生やボランティア受け入れのマニュアルについては、基本姿勢の明示と受け入れの連絡窓口、登録手続き、保護者や職員への事前説明、実施状況の記録等の項目の追加が望まれる。

関連項目：20、24、40、41

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

コロナの渦中にも関わらず、誠意と熱意ある本園の調査・分析、そしてご指導に、職員一同心より感謝申し上げます。

本園は、昭和62年に開園しました。その後、平成29年に社会福祉法人に移行して現在に至ります。その間、一貫して「食育・遊び・運動・体験」を保育の理念として掲げ、それらの実践に力を向けてまいりました。今回、そのことが高く評価されましたこと、大変嬉しく思います。一方、認可外保育所の期間が長く、逆に認可保育所の歴史が浅いこともあって、園長を長とした四役会の中からも保育の「書き物・記録物の不足」は強い指摘があり、それらの改善に向けて取り組んでいたところで

今回、第三者評価でも日ごろの保育の中で、見えない、又は気づかない、足りない部分のご指摘をいただきました。これは、早急に改善に向けて取り組んでまいります。

今回、事業者(私)の評価は全てBとしました。これは、今の保育内容に満足することなく、「日々前進ある園の姿勢」を示したものです。

丁寧なご指導ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価結果 認定こども園版

項 目		評価 結果
		職員 の 集計結果
I 教育・保育の基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断 基準	a 法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	66.7%
	b 法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	29.6%
	c 法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	3.7%
	n	0.0%
着 眼 点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	88.9%
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	77.8%
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	66.7%
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	81.5%
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	74.1%
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	63.0%
	<input type="radio"/> 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	77.8%
コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、理念、基本方針は、教育・保育計画や入園のしおり、ホームページ等に記載され、職員や保護者への周知が図られている。理念は「心身共に健康な子を育てる」を掲げ、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は「①友達や動物、自然を愛する情緒豊かな子、②自分で遊びを工夫する創造性のゆたかな子、③意欲的に取り組む自発性の豊かな子、④体と運動機能の発達した活動性の豊かな子」の4項目を掲げ、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となる内容になっている。理念や基本方針は、職員会議や内部研修等で職員への周知が図られている。入園のしおりや保護者会のしおりの表紙一面に絵を使ってわかりやすく表示し保護者へ周知すると共に、毎月の園だより等にも掲載し、周知するための継続的な取組を実施している。</p>	

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断 基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	18.5%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	40.7%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	11.1%
	n		29.6%
着 眼 点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	40.7%
	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	37.0%
	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	33.3%
	○ 4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	25.9%
コメント		事業経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握・分析について、社会福祉事業全体の動向は、こども園園長会や那覇市園長連絡協議会、園長研修会等に出席して把握している。教育・保育のコスト分析等は、税理士からの月次報告や決算報告と共に、前年度との比較により把握している。 地域の「子ども子育て支援計画」の策定動向の内容や保育ニーズ、利用率等、地域での特徴や変化等については、「那覇市子ども子育て支援計画」を参考に把握し分析することが望まれる。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断 基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	29.6%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	25.9%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	18.5%
	n		25.9%
着 眼 点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	63.0%
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	59.3%
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	40.7%
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	33.3%
コメント		経営課題を明確にした具体的な取組として、経営環境や財務状況等の現状分析にもとづき、消費電力の問題や運動場の拡張についての課題を明らかにしている。具体的な取組として、3年前からの課題であった運動場の拡張については、6月の理事会で報告され、6月から工事を着工して9月から使用開始している。消費電力については、施設全体の電灯をLEDに取り換えたことで月額12万円の減額となっている。これらの課題については、反省会(全体会議)で職員に説明し周知している。	

項 目			評価 結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	29.6%
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。	37.0%
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	11.1%
	n		22.2%
着眼点	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	48.1%
	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	29.6%
	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	29.6%
	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	40.7%
コメント		中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画を3年から5年の期間で作成することが望まれる。作成にあたっては、実施する福祉サービスの内容や組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成等について具体的な内容を盛り込み、中・長期計画の実現のため、財務面での裏付けとして中・長期の収支計画の策定も望まれる。	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	33.3%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	33.3%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	14.8%
	n		18.5%
着眼点	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	40.7%
	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	55.6%
	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	37.0%
	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	25.9%
コメント		中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定について、単年度の事業計画は作成されているが、中・長期計画の内容を反映させることが望まれる。単年度の計画は、中・長期計画を踏まえて実行可能な具体的内容(数値目標等)を表示し、実施状況の評価が行える内容とすることが望まれる。	

項 目			評価 結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	25.9%
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	63.0%
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	0.0%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	66.7%
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	55.6%
	○ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	48.1%
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	51.9%
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	59.3%
コメント		<p>事業計画の策定と組織的な実施状況の把握や評価・見直し及び職員の理解について、事業計画の作成は、総論部分は四役会議で案を検討し、教育・保育内容に関する計画(全体な計画や研修計画、保健計画、食育計画等)は11月頃から主幹保育教諭と副主幹保育教諭、各クラスリーダーが案を検討している。毎年2月に職員会議で意見を集約して決定されている。事業計画は、反省会(全体会議)で説明して周知されている。</p> <p>事業計画の見直しの実施、及び実施状況を把握する時期を含めた手順の作成が望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	63.0%
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない	29.6%
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	63.0%
	○ 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	63.0%
	○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	59.3%
	○ 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	55.6%
コメント		<p>事業計画の保護者等への周知と理解については、保護者総会資料(保護者会しおり)に園長挨拶や園の概要、食育、保育等が掲載され、年間行事計画一覧表が配布されている。例年は午後から保護者総会を開催した後に、クラス懇談会を開催してクラス運営について説明しているが、今年度はコロナ禍に伴って資料だけ送付している。総会には園長以下職員(預かり保育担当以外)が参加している。保護者会等への参加を促す取り組みとしては、昨年度までは文書で周知していたが、今年度は、メールで通知している。</p> <p>保護者等に配布した一覧表は年間行事だけとなっているので、事業計画の主な内容を追加して分かりやすく説明した資料を作成し、保護者会等で説明することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	33.3%
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	51.9%
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	7.4%
	n		7.4%
着眼点	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	63.0%
	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	55.6%
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	33.3%
	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	29.6%
コメント		<p>教育・保育の質の向上に向けた取組については、3年前から認定こども園として運営し、自己評価を実施して、今年度は第三者評価も受審している。毎年、保護者アンケートを実施し、教育・保育の質の向上に努めている。</p> <p>組織的なPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上については、実施された組織の自己評価結果をもとに分析・検討後、課題の改善及びPDCAサイクルの体制の整備が望まれる。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	25.9%
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	40.7%
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	7.4%
	n		25.9%
着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	37.0%
	2	職員間で課題の共有化が図られている。	48.1%
	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	40.7%
	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	29.6%
	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	37.0%
コメント		<p>評価結果にもとづく認定こども園としての取組に関しては、「①評価結果の課題の文書化、②職員間で課題の共有、③職員参画のもとでの改善計画策定の仕組み、④改善の取組の実施、⑤必要に応じて改善計画の見直しの実施」等、一連の仕組みによる実施が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅱ 組織の運営管理			
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	29.6%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	51.9%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	7.4%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	59.3%
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	37.0%
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	44.4%
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	44.4%
コメント		<p>園長が自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っているかについて、園長は自らこども園の経営・管理に関する考え方を明確にし、入園説明会時の入園のしおりや保護者会のしおりにあいさつを掲載し表明している。自らの役割と責任については、こども園園則(運営規程)に教育・保育の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むと共に、一体的な管理運営を行うことが明記されている。自らの役割と責任については、職員会議や内部研修等で職員への周知を図っている。</p> <p>平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任等の明確化(文章化)が望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	29.6%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	33.3%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	11.1%
	n		25.9%
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	48.1%
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	55.6%
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	48.1%
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	33.3%
コメント		<p>遵守すべき法令等を正しく理解して取り組んでいることについて、園長は遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者に対して就業規則の服務心得で「職務に関し不当な金品の借用又は贈与の利益を受けないこと。自己または第三者のために法人の取引先からの金品、飲食等不正な利益供与を受けないこと」など適正な関係を保持するよう規定している。法令遵守の観点で、園長会や行政主催の園長研修に参加し、教育・保育要領や働き方改革、保育料無償化に伴う事務負担等について受講している。出席した会議や研修の内容については、職員会議(リーダー会議)で報告し、法令遵守の重要性について伝えている。働き方改革における年休5日取得義務や保育料無料化について取り組んでいる。</p> <p>環境など幅広い分野の遵守すべき法令等を把握し取り組むこと、及び個人情報保護方針等の研修の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	29.6%
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	44.4%
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	11.1%
	n		14.8%
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	48.1%
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	37.0%
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	40.7%
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	44.4%
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	51.9%
コメント	<p>教育・保育の質の向上の取組みについて、教育・保育の質の現状については、教育・保育計画（全体的な計画を含む）の振り返りを行い、平成30年度に自己評価を実施している。質に関する課題解決の具体的な体制として、四役会議（園長、副園長、事務長、主幹保育教諭）で決定し、リーダー会議で周知する体制がある。教育・保育計画は三役会議（園長・副園長・主幹保育教諭）で案を作成して職員会議（反省会）で全体に図っている。教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映した具体的な取組として、各クラスのトイレに設置されていたシャワーが子どもの手の届く場所にあり、子どもの安全面への配慮からガランを取り払うなど、職員の意見を反映した取り組み事例がある。行政主催の園外研修として、虐待防止や苦情解決、発達支援や食物アレルギー等の専門研修等を職員に多数受講させている。園内研修計画を作成し、園長、副園長、主幹保育教諭が講師として毎月実施されている。</p> <p>施設の自己評価は毎年実施し、その結果を分析して改善に取り組むことが望まれる。</p>		
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	22.2%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	37.0%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	22.2%
	n		18.5%
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	40.7%
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	44.4%
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	40.7%
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	33.3%
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組については、業務の実効性の向上に向けて、財務面は四役会議で検討し、人事や労務は主幹保育教諭による職員面談等を踏まえて分析を行っている。組織の理念や基本方針の実現に向けて、昼休み時間は、全クラスに子育て支援員や主幹保育教諭、副主幹保育教諭が配置され、クラス担任が休憩を取得しやすい体制を整えている。休憩がクラスから離れてとれるように、別棟に休憩室が設置されるなど、働きやすい環境整備を具体的に取り組んでいる。</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるための組織内の体制として四役会議で決定して、リーダー会議で説明し、リーダーによって各クラスへ伝達する体制が構築されているが、園長は自らもその活動（職員面接等）に積極的に参画することが望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	18.5%
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	37.0%
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	22.2%
	n		22.2%
着眼点	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	33.3%
	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	29.6%
	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	29.6%
	○ 4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	37.0%
コメント		必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、人材採用活動は、採用広告をホームページに掲載し、実習生等に呼び掛けている。本園の卒園生が過去の保育に惹かれて5人ほどが保育教諭として働いている。 人材の育成と採用に関する方針を作成し、方針にもとづいて専門職の配置や人員体制についての計画を策定し、取り組むことが望まれる。	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	25.9%
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	44.4%
	c	総合的な人事管理を実施していない。	18.5%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	55.6%
	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	55.6%
	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	51.9%
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	48.1%
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	51.9%
	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	22.2%
コメント		総合的な人事管理として、理念・基本方針にもとづき「期待する職員像」は提出された施設概要に明示している。職員採用については、就業規則に「職種で選考試験の合格者を採用する」と定められている。職員の自己評価における目標達成状況の評価を実施し、主幹保育教諭による面接を個人面談シートを用いて年2回実施している。職員待遇については、キャリアパス研修受講終了を要件としている。 職員処遇の水準については、人事基準を定め、定めた基準の職員への周知、及び職員が将来の姿を描くことができる仕組みづくりが望まれる。	

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断 基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	37.0%
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	51.9%
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	3.7%
	n		7.4%
着 眼 点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	59.3%
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	74.1%
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	55.6%
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	55.6%
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	33.3%
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	33.3%
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	25.9%
	○ 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	33.3%
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握、働きやすい職場づくりについて、就業規則に労務管理に関する責任者は事務長と副園長と明示され、職員の年休等の就業状況は個人別一覧表が作成され把握されている。職員の心身の健康や安全面については、年1回の健康診断が実施され、費用は福利厚生として免除している。職員が相談しやすいよう相談窓口を設置し、現場職員に近い主幹保育教諭が担当している。年2回定期的に職員面談を実施し、職員自身の育児や子育て等、職員の意向や体調面を確認しながらワークライフバランスに配慮した対応に努めている。保育士不足の状況においては、必要に応じて職員を採用する方針で対応している。働きやすい職場づくりの一環として、年休取得を現行の半日取得から時間単位での取得方法も検討していくとしている。</p> <p>保育士不足等の人材確保や人員体制に関する取組については、具体的な計画として年間事業計画や中・長期事業計画に反映した取組が望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断 基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	22.2%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	44.4%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	22.2%
	n		11.1%
着 眼 点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	40.7%
	○ 2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	40.7%
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	25.9%
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	22.2%
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	33.3%
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組について、期待する職員像は、「人として、社会人として、保育士として、自立・自律した職員」が施設概要に明記されている。職員一人ひとりの目標管理として、自己評価により5月と12月に目標管理の仕組みが構築され、年度末には職員による目標に対する進捗状況の自己評価が実施されている。自己評価票には園長の確認印がある。職員に対しては、年2回(前期と後期)主幹保育教諭による面接が個人面談シートを用いて実施され、職員一人ひとりの目標管理が適切に行われている。</p>		

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	51.9%
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	48.1%
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	55.6%
	○ 2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	59.3%
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	66.7%
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	44.4%
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	48.1%
コメント		<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、研修計画に専門技術研修が明示されている。行政主催の園外研修以外に園内研修を計画し、実施している。園内研修計画は内容が見直されている。</p> <p>認定こども園が目指す教育・保育を実施するための事業計画に「期待する職員像」を明示し、研修内容やカリキュラムの定期的な評価と見直しが望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	44.4%
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	48.1%
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	59.3%
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	55.6%
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	63.0%
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	70.4%
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	66.7%
コメント		<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の知識や専門資格の取得状況等は資格証及び履歴書で把握している。新任職員には、クラスリーダーにより個別的にOJTが行われている。外部研修に関しては、参加を推奨し殆どの職員が受講できるように配慮している。受講後の資料は全職員に回覧され確認印が押されている。</p> <p>階層別研修やテーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施すると共に、研修受講後の伝達研修の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	51.9%
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	29.6%
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	7.4%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	48.1%
	○ 2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	48.1%
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	33.3%
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	33.3%
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	55.6%
コメント	<p>実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成については、「園の概要」の地域との交流に記載されている。副園長や主幹保育教諭が実習生受入れ担当者となり、主幹保育教諭が実習受入れに関する研修を受講している。保育実習指導マニュアルをもとに、実習内容等について学校側と連携して対応している。具体的には、認定こども園における一日の流れや保育事業計画をもとに、日々のこどものスケジュールも踏まえながら、短大や専門学校など、実習生の特性に配慮して受入れている。</p> <p>実習生受入れに関する基本姿勢を事業計画に明文化するとともに、実習生受入れマニュアルに、受入れの連絡窓口と子ども・保護者や職員への事前説明等の項目の追加が望まれる。</p>		
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	37.0%
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	40.7%
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	7.4%
	n		14.8%
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	59.3%
	○ 2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	51.9%
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	40.7%
	○ 4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	40.7%
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	25.9%
コメント	<p>運営の透明性の確保については、ホームページ等で法人と認定こども園の理念や基本方針、園の概要、教育・保育の内容（行事、食事、活動の様子）、予算・決算情報が公開されている。苦情・相談の内容にもとづく改善・対応についても公表している。園長自身が地元出身で、現在は自治会の役員を引き受け、地域にこども園の存在意義や役割等について伝えるよう努めている。地域の公民館主催で週1回の「繁多川おやこそだて園」が企画され、地域の保育園等が交替で実施することが決まり、童夢こども園も10月から月1回参加することになり、公民館ニュース8月号に掲載されている。法人の理念、基本方針等についてパンフレットを公民館に配布している。</p>		

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	18.5%
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	25.9%
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	18.5%
	n		37.0%
着眼点	○ 1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	33.3%
	○ 2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。	40.7%
	○ 3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	40.7%
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	29.6%
コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、法人として経理規程が定められ、経理・取引に関するルールが明確にされている。園長の業務の権限と責任については、運営規程で明確にされ、職員に周知されている。こども園の財務は、毎月税理士事務所による月次報告を受けて、決算は監事による内部監査が実施され執行について確認している。こども園の事業や財務については、税理士事務所により前年度との比較等が実施されている。</p> <p>職務分掌や文書取り扱い規程等を作成して権限・責任を明確にし、職員へ周知することに期待したい。</p>		
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	33.3%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	44.4%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	11.1%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	37.0%
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	44.4%
	○ 3	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	40.7%
	○ 4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	51.9%
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	33.3%
コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、年間行事予定表や保育事業計画に施設交流等が具体的に記載されている。地域の公民館の広報誌が玄関に置かれ保護者等へ情報提供し、手紙や園たより等で図書館情報や地域の祭りを伝えるなど社会資源の活用も推奨している。子どもたちが地域の行事や活動に参加できるよう、必要に応じて職員を配置し支援出来るよう対応し、近隣地域の高齢者施設に出向いて、日頃の活動の成果を披露している。</p> <p>地域との関わりに関する基本的な考え方については、事業計画への文書化が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	18.5%
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	48.1%
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	7.4%
	n		25.9%
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	22.2%
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	29.6%
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	25.9%
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	25.9%
	○ 5	学校教育への協力を行っている。	40.7%
コメント	<p>ボランティア等の受入れについては、保育ボランティア・職場体験マニュアルに記載され、ボランティアの心得や小・中・高校生にとって保育体験が貴重であることが記載されている。実習を終えた学生をボランティアとして受入れることもある。ボランティア受入れ時はマニュアルに沿って、保育ボランティア活動の心構えや保育の一日の流れ、注意事項等について説明している。地域の学校と連携し、学校教育への協力として小学生は職場見学、中学生は職場体験、高校生はインターンシップ等を受入れている。</p> <p>ボランティア受入れ及び学校教育への協力に関する基本姿勢については、事業計画への明文化が望まれる。ボランティア受入れのマニュアルに、登録手続と子ども・保護者等や職員への事前説明、実施状況の記録等の項目の追記が望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	37.0%
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	40.7%
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	7.4%
	n		14.8%
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	33.3%
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	55.6%
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	29.6%
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	25.9%
	○ 5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	33.3%
	○ 6	家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	51.9%
コメント	<p>認定こども園として必要な社会資源や関係機関等との連携については、行政や警察、子ども発達支援センター、児童相談所などの社会資源を明示したリストが作成され、職員会議で周知し、各クラスに掲示するとともに、保護者等にも提供できるようにしている。年2回公民館の定例会や消防署の連絡会等に参加しており、児童相談所や警察とは、必要時に電話でやり取りして連携している。地域の関係機関との具体的な取組としては、近隣保育園と合同で公民館主催の子育て応援ステーション「繁多川おやこそだて園」を月1回担当し、地域の保育支援に取り組んでいる。地域の保護者等から相談を受けて面談し、児童相談所へ相談するなど、関係機関と連携し対応している。</p> <p>着眼点5については、地域に適切な関係機関・団体があるため、適用しない。</p>		

項 目			評価 結果
II-4-(3) 地域の教育・保育向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
判断 基準	a	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	33.3%
	b	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	29.6%
	c	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	7.4%
	n		29.6%
着眼 点	○ 1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握に努めている。	51.9%
コメント		地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組として、園長は保護司や地域の自治会役員として活動しており、毎月の会議で地域の生活課題の把握に取り組んでいる。具体的な地域の特性として、母子家庭への支援や生活困窮者への対応が課題となっている。	
27	②	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断 基準	a	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	18.5%
	b	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	33.3%
	c	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	11.1%
	n		37.0%
着 眼 点	○ 1	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	29.6%
	2	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	29.6%
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	33.3%
	4	認定こども園(法人)が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	33.3%
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	18.5%
コメント		<p>地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、相談支援事業を実施して地域の親から子どもの育て方や食事に関する相談等を受け、子どもと同年齢のクラスで体験的な対応を行うこともある。子育て支援事業として、子育て応援Dayと定期的に園の運動場を地域に開放して、近隣の母子等が遊ぶ場として活用している。毎年、童夢子まつりを開催し、地域住民にも案内するなど、地域コミュニティの活性化に貢献している。地域の防災対策については、施設の開放や発電機、テントが準備されている。</p> <p>教育・保育ニーズにもとづいた事業・活動については、事業計画への明示及び園が有するノウハウと専門的な技術や情報を地域に還元する積極的な取組が望まれる。また、子どもや地域住民の安全・安心のための備えとして、7日分の食料品の備蓄も望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ 適切な教育・保育の実施		
Ⅲ-1 利用者本位の教育・保育		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。 59.3%
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 33.3%
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。 0.0%
	n	7.4%
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 77.8%
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 40.7%
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。 59.3%
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 59.3%
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 48.1%
	○ 6	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 40.7%
	○ 7	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 55.6%
	○ 8	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 51.9%
コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育の共通理解の取組について、子どもを尊重する姿勢は基本方針に明示し、「自分で遊びを工夫する創造性の豊かな子」、「意欲的に物事に取り組む自発性の豊かな子」など4項目を掲げて教育・保育の実践に取り組んでいる。童夢認定こども園の職員心得として、全国保育士会倫理綱領（～子どもを尊重した教育・保育提供について～）が提示されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮は、虐待防止の外部研修を職員が受講している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、毎年キャップの研修を実施し、5歳児クラスの子どもと保護者及び職員が受講している。出席簿は2年前から誕生月順を実施し、男女差別なく「さん」付けで呼ぶようにするなど、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>子どもを尊重した基本姿勢の標準的な実施方法（マニュアル等）への反映、及び子どもの尊重や基本的人権への配慮について、童夢認定こども園が提示した「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用と定期的な評価、文化の違いを認め、お互いを尊重する心についての保護者への理解を図ること等が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	44.4%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	22.2%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	22.2%
	n		11.1%
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	37.0%
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	37.0%
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、教育・保育の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	51.9%
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	59.3%
コメント	<p>子どものプライバシー保護については、プライバシーに配慮した教育・保育として、外遊び後のシャワー使用時はブルーシートをかけて外部から見えないように配慮している。子どもや保護者に対するプライバシー保護の取組として、毎年CAP研修を取り入れている。トイレは室内から見えない構造になっており、4・5歳児のトイレにはドアを設置している。</p> <p>子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等の整備、及び3歳以下のクラスのトイレのドアの検討、隣接する外部建物の2～3階からこども園の室内が見えないような工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 教育・保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	66.7%
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	33.3%
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	51.9%
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	66.7%
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	85.2%
	○ 4	見学等の希望に対応している。	85.2%
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	63.0%
コメント	<p>利用希望者に対する認定こども園選択に必要な情報の提供については、園や市のホームページで情報を提供すると共に、パンフレットは近隣の公民館に置いている。園を紹介する資料は、行政の担当窓口でも得ることが出来る。園のしおりは、言葉遣いや写真、図や絵等が使用され、誰にでも分かりやすい内容となっている。利用希望者には、「園のしおり」と市が作成した「入所申込のご案内」を使って、個別に丁寧な説明を心がけている。電話予約や直接園に来所する親子に見学や説明等に対応し、業務日誌に記録している。園のしおりは、毎年見直して利用希望者が理解しやすいよう工夫している。</p>		

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	59.3%
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	33.3%
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	66.7%
	○ 2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	70.4%
	○ 3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	66.7%
	○ 4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	59.3%
	○ 5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	40.7%
コメント		<p>教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明については、入園のしおりや運営規程等で説明して同意の署名、承諾書を得ている。行政への申請がされていない保護者には、行政が作成した資料で説明している。入園のしおりは保護者が理解しやすいように、子どもの年齢に応じた衣類の準備方法や持ち物等、具体的に写真等で示している。新入園児の食事状況調査を実施して、子どもが普段食べている食品名等を確認し、アレルギー等についても把握して対応している。</p> <p>教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明については、重要事項説明書を作成し、それを用いての説明、及び配慮が必要な保護者への説明についてはルール化するなどの工夫が望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	51.9%
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	25.9%
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	7.4%
	n		14.8%
着眼点	○ 1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	48.1%
	○ 2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	55.6%
	○ 3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	40.7%
コメント		<p>認定こども園等の変更にあたって教育・保育の継続性への配慮については、園児指導要録（指導等に関する記録）を引継ぎ文書としている。利用が終了した後も相談できるように副園長と主幹保育教諭が担当者であることを口頭で伝えており、利用終了後の保護者や子ども本人から電話や手紙が届くこともある。</p> <p>子どもや保護者に対し、利用が終了した後も相談できる体制として、相談窓口や相談方法等に関する文書の作成及び提供が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断 基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	37.0%
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	48.1%
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	0.0%
	n		14.8%
着 眼 点	○ 1	日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	66.7%
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	48.1%
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	66.7%
	○ 4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	55.6%
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	44.4%
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	40.7%
コメント	<p>利用者満足の上を目的とする仕組みを整備した取組については、日々の教育・保育の中で子どもの声を聞くようにし、子どもの「外に遊びに行きたい」等の言葉に対応するようにしている。利用者満足に関する調査として、毎年保護者アンケートを実施し、運動会やお招き会等の行事毎にアンケートを実施している。保護者役員会や個人面談に、園長や副園長、主幹保育教諭等も参加し、クラスの様子を説明すると共に、保護者から要望等を把握している。利用者満足に関する担当者は事務員とし、担当者がアンケートを集計し、四役会議で検討されている。保護者アンケート結果を踏まえ、朝夕の送迎時は職員だけでなく、園長や副園長等も加わって送迎時の対応を行っている。保護者満足に関する検討会議の設置については、職員の参画及び検討委員会設置規程の文書化が期待される。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	48.1%
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	40.7%
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	0.0%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	70.4%
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	55.6%
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	55.6%
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	48.1%
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	51.9%
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	51.9%
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	63.0%
コメント	<p>苦情・解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情・相談解決に関する規程が作成され、苦情解決責任者は園長とし、受付担当者を主幹保育教諭と位置づけている。第三者委員が設置され、園の玄関やトイレ等にポスターが掲示され、保育事業計画等と一緒に保護者に資料を配布している。年2回保護者アンケートを実施し、行事毎にアンケートを行い、意見や苦情を表出しやすい環境としている。苦情内容については、受付と解決を図った記録が簿冊として保管され、苦情内容については、四役会議で検討後、検討結果は、苦情申出の保護者等にフィードバックするとともに、園ホームページに公開されている。苦情相談内容にもとづき、職員の言葉使いについて改善を図り、教育・保育の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>苦情検討委員会への職員参画が望まれるとともに、苦情内容及び解決結果等については、園内の公表及び職員への周知徹底も望まれる。</p>		
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	37.0%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	37.0%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	3.7%
	n		22.2%
着眼点	○ 1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	33.3%
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	33.3%
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	51.9%
コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備については、「あなたの声を聞かせて」のA4版のポスターが玄関やトイレ等3か所に掲示され、苦情受付担当者や責任者、第三者委員の連絡先も記載されている。保護者には複数の相談先があることを説明し、印刷物を配布している。相談がある場合は、談話室等を活用して他人に聞かれないよう配慮している。</p> <p>保護者等が相談や意見を述べやすい工夫として、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会「あなたの声を聞かせて」のカラー拡大ポスター(A2版施設等掲示用)の掲示が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	63.0%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	18.5%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	0.0%
	n		18.5%
着眼点	○ 1	職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	70.4%
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	74.1%
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	25.9%
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	55.6%
	○ 5	意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	51.9%
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	29.6%
コメント	<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、苦情・相談解決に関する規程が作成されている。日頃から保護者が相談や意見を述べやすいよう、子どもが泣いている時や保護者の表情がいつもと違う雰囲気の場合等、職員は意識して保護者へ声をかけるようにしている。保護者の意見を把握する目的で、郵便受けを意見箱として利用し、保護者アンケートや行事毎にアンケートを実施している。子ども同士のトラブルは、双方の保護者との面談等に時間を要する場合などは、検討に時間がかかることも説明し迅速に対応できるよう努めており、子どものケガ等による対応についても迅速に対応している。</p> <p>相談や意見に関する対応方法や報告の手順等については、①保護者が安心して意見箱が活用できるよう施錠された意見箱の設置、②複数の職員で意見箱の解錠、③職員参画の検討会議、④当事者へのフィードバック、⑤施設内公表等の、苦情・相談解決に関する規程への追加及び定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な教育・保育の提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	33.3%
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	48.1%
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	7.4%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	40.7%
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	51.9%
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	48.1%
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	51.9%
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	63.0%
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	40.7%
コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制については、全体の総責任者として園長が位置づけられ、実務的には安全対策専門リーダーが配置されている。危機管理マニュアルや事故対応計画をもとに、安全保育計画が各クラスごとに作成され、安全対策チェック表により毎日確認している。危機管理や健康安全指導に関して、救急救命について学び、誤飲時の対応やAEDの使用法の研修を毎年実施している。事故やヒヤリ・ハットが報告され、四役と副主幹保育教諭が参加して検討されている。安全確保策として、安全保育計画に沿って安全対策チェック表で確認し、評価及び反省点も記入され見直しが行われている。</p> <p>子どもの安心と安全を脅かす事例を収集し、職員参画のもとで分析し、改善策や再発防止策等の検討会議の実施、及びリスクマネジメント委員会規程の作成が望まれる。</p>		
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	37.0%
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	51.9%
	c	感染症の予防策が講じられていない。	3.7%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	51.9%
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	40.7%
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	44.4%
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	59.3%
	○ 5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	63.0%
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	33.3%
	○ 7	保護者への情報提供が適切になされている。	77.8%
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備について、感染症対策については担当者として保健衛生専門リーダーが置かれている。対応マニュアルは、厚労省の保育所における感染症対策ガイドラインや市立認定こども園ガイドラインを使用している。新型コロナウイルス感染症予防対策として各家庭から毎朝提出される検温シートで健康チェックを行っている。インフルエンザや麻疹等については入園時の入園のしおりで対応について説明され、毎月保護者に対して保健だよりを配布し、情報提供が適切に行われている。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等の定期的な見直しと職員への周知徹底が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	37.0%
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	48.1%
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	3.7%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	63.0%
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	40.7%
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	48.1%
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	37.0%
	○ 5	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	59.3%
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、危機管理マニュアルが整備され、災害時の対応体制が決められている。立地条件や建物、設備等の観点から、教育・保育が継続される環境としての見立てをもっている。避難訓練時には、クラス名簿簿冊等、持ち出し書類が準備され、安否確認の方法も職員間で周知し訓練を行っている。保護者や職員にはラインによる連絡網で対応している。非常時の持ち出しセットやおかゆ1日分、発電機、テント等を準備し、備蓄品管理リストが作成されている。防災計画が策定され、毎月、火災や地震等の非難訓練を実施するとともに、年2回消防と連携して通報訓練を実施し、年1回は県主催の防災訓練に参加して近隣中学校まで避難している。</p> <p>園として、災害時における教育・保育を継続するために必要な対策を講じるとともに、子どもや職員の安全・安心のための備えとして、7日分の食料品の備蓄も望まれる。</p>		
Ⅲ-2 教育・保育の質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	48.1%
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	22.2%
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	11.1%
	n		18.5%
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	51.9%
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	51.9%
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	51.9%
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	33.3%
	○ 5	標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。	37.0%
コメント	<p>教育・保育についての標準的な実施方法については、園の保健と健康管理マニュアルや危機管理マニュアルが作成されている。マニュアルの職員への周知は、年度初めの全体会議やクラスミーティングで話し合われ、教育・保育実践が画一的なものとならないよう、子どもの特性に配慮した対応に努めている。</p> <p>標準的な実施方法については、子どもの尊重やプライバシーの保護等の姿勢も加えた生活に必要な基本的な生活習慣に関するマニュアルを作成し、マニュアルにもとづいて実施されているかを定期的に確認する仕組みの確立も望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	44.4%
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	37.0%
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	3.7%
	n		14.8%
着眼点	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	44.4%
	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	63.0%
	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	59.3%
	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	48.1%
コメント		標準的な実施方法について見直しをする仕組みについては、教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法を組織で定め、検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されるとともに、職員や保護者等からの意見や提案も反映されるような仕組みを確立し、定期的な見直しの実施が望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより教育・保育実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	40.7%
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	40.7%
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	0.0%
	n		18.5%
着眼点	○ 1	指導計画策定の責任者を設置している。	63.0%
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	40.7%
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	33.3%
	○ 4	全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	66.7%
	○ 5	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	63.0%
	○ 6	計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	37.0%
	○ 7	指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	51.9%
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な教育・保育の提供が行われている。	59.3%
	○ 9	指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	70.4%
コメント		アセスメントにもとづく指導計画の適切な策定について、こども園においては「アセスメント」の名称の使用や手法の理解は馴染みが薄いですが、新入園児面接の確認表が作成されている。面接により生育歴や心身の発達を確認し、園児の様子や保護者の要望を聞き取り、面接者と主幹保育教諭やクラス担任と調整して指導計画が作成されている。0～1歳児は、個人面談や連絡帳、送迎時の保護者とのやり取り等を受け止め、個別計画が作成されている。特別な配慮を必要とする園児についても保護者の同意の下、子ども発達支援センターの職員と協議し、個別計画を策定している。「指導計画の手順」が作成され、作成方法や見直しについて明記され、実践後の振り返り(反省)や評価に取り組んでいる。幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の「健康な心と体」においては体を動かさず気持ちよさを感じ、生活に必要な習慣や態度を身に着けることができるよう、指導計画に位置付けられている。 計画作成にあたっては、アセスメントにより得られた子どもの身体状況や家庭の生活状況から教育保育実施上の課題の協議をするとともに、その目標達成のための内容の合議を実施し、指導計画や個別計画等に反映することが望まれる。個別の指導計画とクラスの指導計画の整合性が望まれる。	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	33.3%
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	51.9%
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	3.7%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	40.7%
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	48.1%
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	37.0%
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	40.7%
	○ 5	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	63.0%
コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、「指導計画の手順」に、指導計画の作成方法から見直しまで明示され、クラスミーティングで指導計画について評価、反省を行っている。天候等による保育内容の変更については、朝礼において職員間で周知されている。</p> <p>指導計画の見直しについては、園児の姿から目標やねらいの妥当性や実践の有効性等について検証した内容を指導計画に記述すること、また、週や月単位での振り返りや次への指導計画については、クラス間で共有できる体制が望まれる。「指導計画の手順」に指導計画の見直しの時期、検討会議の参加職員、保護者の意向等の追加、及び見直しに当たっては、手順に反映すべき事項等を明確にすることが望まれる。2歳児の個別計画の作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	55.6%
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	37.0%
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。	81.5%
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。	77.8%
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	63.0%
	○ 4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	44.4%
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	55.6%
コメント	<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の適切な記録と職員間の共有について、定期的な指導計画の評価・見直しは、認定こども園が定めた統一した様式が使用され、指導計画の手順書に指導計画や指導要録の記入例があり、記録する職員による差異が生じないように工夫されている。職員への情報の伝達は、反省会（全体会議）で行われている。</p> <p>認定こども園における情報の流れを明確にし、情報が職員に的確に届くような仕組みの整備が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	48.1%
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	44.4%
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	3.7%
	n		3.7%
着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	66.7%
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	63.0%
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	51.9%
	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	55.6%
	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	66.7%
	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	63.0%
コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制の確立については、個人情報保護規程に記録の保管、情報開示に関する事項を定め、個人情報の不適正な利用や漏洩、滅失に関しても規定されている。記録管理の責任者は事務長で、個人情報の取り扱いについては反省会（全体会議）で注意喚起している。園長は、入園説明会で保護者に対して個人情報の取り扱いとして「写真や映像撮影について」の承認書を提出させている。</p> <p>個人情報保護規程に記録の保存、廃棄、記録管理責任者の設置の追加、及び個人情報保護規程等職員への研修の実施、ならびに個人情報保護全般の取り扱いについて保護者への説明が望まれる。</p>		
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	51.9%
	b	—	0.0%
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	25.9%
	n		22.2%
着眼点	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	44.4%
	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	44.4%
	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	33.3%
	○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	44.4%
	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	44.4%
コメント	<p>子どもの権利擁護については、沖縄県発行の「子どもの虐待に対応する関係機関の手引き」を整備している。早期発見するための取組として、「園での一日のチェックポイント」が作成されている。登園時の健康チェックから遊ぶ状況や着替え、食事時等の子どもの心身の状態を確認し、家庭での養育状況の把握に努めている。</p> <p>子どもの権利に関する研修を実施し、沖縄県発行の手引書にもとづいて虐待防止マニュアルを作成し、職員への周知及びマニュアルにもとづいた教育・保育の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	44.4%
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	44.4%
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	0.0%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	59.3%
	○ 2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	77.8%
	○ 3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	74.1%
	○ 4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	63.0%
	○ 5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	70.4%
	○ 6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	51.9%
	○ 7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	59.3%
	○ 8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	55.6%
コメント	<p>認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標にもとづく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえての指導計画の作成について、全体的な計画は、認定こども園法と認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標にもとづいて作成されている。また、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、小学校への接続・連携、子育て支援、地域連携が位置付けられている。教育・保育要領にもとづいて、養護と教育が発達過程に応じて、子どもの生活や発達の連続性に留意して作成されている。計画は、年度末に職員が参画して自己評価・振り返りを行って作成されている。指導計画は、全体的な計画にもとづいて各年齢別に作成され、保護者クラス懇談会等で説明している。</p> <p>全体的な計画に、0歳児(乳児期)保育に関しては3つの視点のねらいや幼児教育において育みたい資質・能力の3本の柱及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を追加して、小学校へのスムーズな接続に向けて計画を作成することが望まれる。指導計画以外の食育計画や保健、安全、小学校との接続等、各種計画の実績報告の作成を期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
判断 基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	29.6%
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	59.3%
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	7.4%
	n		3.7%
着 眼 点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	66.7%
	○ 2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	63.0%
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	70.4%
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	48.1%
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	66.7%
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	59.3%
コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室温は外気の温度を考慮し、冷房機に表示されている温度表示で温度管理を行っている。中庭があり、換気や採光など建物の設計に工夫されている。午睡用の寝具の収納棚やロッカー等、安全面の対策や密にならない配慮をしている。戸外遊具は、安全対策チェック表により毎日確認している。保育室入り口上部に職員の上履き入れを設置し、子どもが廊下などで活動する際に職員の上履きが邪魔にならないよう工夫されている。手洗い場や階段の手すり等も子どもの安全に配慮された造りになっている。また、戸外遊び（運動場含む）において、手洗いや足洗い、汚れを流すための洗い場は、園児が使用しやすいよう設置されている。</p> <p>2歳以上児において、集団から離れて一人で遊びたい・過ごしたい子どものために、中庭やサンルームなどコーナーの工夫が望まれる。土曜日の異年齢での食事場面において、発達に応じたテーブルとイスの高さの調整が望まれる。3歳児のトイレへの扉の設置及び近隣民家の2～3階からの視線への配慮が望まれる。</p>	

		項 目	評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	51.9%
		b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	37.0%
		c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	0.0%
		n	11.1%
	着眼点	○ 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	74.1%
		○ 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	74.1%
		○ 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	74.1%
		○ 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	74.1%
		○ 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	70.4%
		○ 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	66.7%
	コメント	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育については、子どもの発達や発達過程、家庭での過ごし方を含め、一人ひとりに合わせた工夫や配慮が0歳児と1歳児の個別記録や指導計画に記載されている。例えば、早い時間の登園でぐずっていた子が、集団から離れて自分の好きな遊びをすることで機嫌がよくなった。三角マットの頂上まで登り喃語を発している姿に「できたね」と保育教諭が子どもの達成感に共感するように笑顔で応じている。絵具遊びは「終わり」と伝え、もっとやりたいと意思表示するので、満足するまで絵具遊びを続けると、その後も機嫌よく過ごしていた。また、2歳児の月案の振り返りでは、「水遊び、泥んこ、セミとのふれあいでは、得意な子、苦手な子がみられたので、今後の課題として、その子にあった体験ができるようにしていきたい」と記録がある。戸外活動から部屋へ移動する時、食事前の時間であったが、廊下でトンボの死骸を見つけた子どもと友だちの対話を保育者はせかすことなく見守っていた。4歳児が折り紙で魚を折るときに、子どもたちから「顔や模様を描いてもいい？」などの確認があり、子どもたちは思い思いに魚の折り紙に好きな顔や模様を描いていた。子どもの思いに保育教諭が日常的に耳を傾け寄り添ってもらえているので、子どもは自分の思いを表現することができている。	
50	A⑤	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	63.0%
		b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	25.9%
		c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	0.0%
		n	11.1%
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	77.8%
		○ 2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	74.1%
		○ 3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	63.0%
		○ 4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	70.4%
		○ 5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	74.1%
	コメント	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助としては、0歳児が手掴みで食べたときや一人でコップから飲むことができたとき、パンツに排便した子が鼻に手を当て排便を知らせることができたときに保育教諭は共感やほめる声かけを行っている。成功体験を重ねて共感してもらうことで、こどもの発達に合わせた生活習慣が身につくような援助を行っている。石鹸を使用して泡を流した後に「きれいになったね」と声をかけ、清潔感を感じとれる声かけを行っている。定期的にトイレに誘い、トイレでタイミングよく排尿できたときには、達成感を味わうことができるような声かけや援助を行っている。着脱時に衛生面から直接肌が床につかないように、マットやベンチを用意して着脱しやすい配慮がされている。2歳児以上においては、戸外活動やプール遊び、運動遊び等、体を使った遊びや活動を午前に取り入れることにより、給食（食事）や睡眠のリズムが身につくよう、活動と休息のバランスが保たれる工夫がされている。1歳児から5歳児（就学前）まで週1回のプール遊びを実施することによる多くの着脱体験が基本的な生活習慣を習得できるような取組につながっている。 5歳児の部屋からプールへの移動前後における外部からの目についての配慮を期待したい。	

項 目			評価 結果
51	A⑥	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	59.3%
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	29.6%
	c	子どもが主体的に活動できる環境整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	0.0%
	n		11.1%
着眼点	○ 1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	66.7%
	○ 2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	70.4%
	○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	74.1%
	○ 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感ずることができるような視点を取り入れている。	74.1%
	○ 5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	74.1%
	○ 6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	74.1%
	○ 7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	74.1%
	○ 8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	74.1%
コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開については、生活場面で、1歳児が着脱時に台を使って意欲的に着脱に取り組む姿から、台をふやして順番を待つことなく友だちと一緒に取り組めるようにしている。水泳教室や体操教室、戸外遊びで体を十分に使った活動を取り入れている。水泳教室や体操教室においては、子どもが自ら水に触れることや体を動かすことが楽しいと感じることができるように配慮している。また、泥んこや水、砂、海、オオゴマダラやトンボ、オタマジャクシ、かえる、セミ等、自然や小動物に触れ、季節を感じることができるような環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもが言葉で伝えられるよう保育教諭は発達に応じた援助を行っている。例えば、三角マットの頂上まで登り喃語を発している姿に「できたね」と保育教諭が子どもの達成感に共感すると笑顔で応じている。トイレでタイミングよく排尿できたときは、達成感を味わうことができるような声をかけている。空き箱や色紙、絵具、粘土等の製作活動では様々な素材の教材を用意し、友達と協同して出来る環境を整え、友達と一緒に表現活動を楽しめるよう工夫している。例えば、3歳児が廊下に友達と一緒に、ゴザや椅子、段ボール箱を使って数人が入れるような家が作られていた。</p> <p>子どもが主体的に活動し幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿へとつながるためには、午前と午後の活動、今日と明日の活動がつながる連続性が大切であることから、日々の戸外活動と室内での活動、月曜日から土曜日までの1週間のつながりのある援助に期待したい。</p>		

		項 目		評価結果
52	A⑦	⑤	乳児期の園児（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	74.1%
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	14.8%
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n		11.1%
	着眼点	○ 1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	66.7%
		○ 2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	74.1%
		○ 3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	74.1%
		○ 4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	74.1%
		○ 5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	74.1%
		○ 6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	74.1%
	コメント		乳児期の園児（0歳児）における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法への配慮については、0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊びのために掃除の行き届いた床間や畳間が用意されている。登園時や保育中、子どもの状態や生活リズムに配慮（視診して機嫌などを確認）し、睡眠チェックを記録し、一人ひとりの状態を把握して家庭と連携するなど適切に対応している。保育室で安心して過ごせるよう仕切りの安全柵が用意され、廊下や中庭、階段などで探索活動ができるよう環境を工夫している。ボディペインティングで遊んでペイントされたTシャツと活動中の様子の写真を展示し、園での様子を伝える工夫が見られた。週・日案や個人の記録から、保育教諭が共感の言葉かけや優しいまなざしで見守り、安心して0歳児が過ごす姿が記録されている。家庭との連携は、日々の連絡帳の記録や送迎時の連絡、クラスだより、個人面談などで、丁寧に伝え合い、共有する事ができている。	
53	A⑧	⑥	満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	70.4%
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	18.5%
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n		11.1%
	着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	74.1%
		○ 2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	74.1%
		○ 3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	70.4%
		○ 4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	74.1%
		○ 5	保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	74.1%
		○ 6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	74.1%
		○ 7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	70.4%
	コメント		満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法への配慮として、1歳児クラスでは、「夏の遊びを通していろいろな感触を味わい、ダイナミックに遊び、好奇心を広げる。」のねらいを達成するために、散歩や体操教室、プール教室、粘土、絵具、紙のびりびり裂き等、体全身を使った遊びや手指を使った遊びの環境を整えて保育が展開されている。2歳児クラス（3歳未満児）も共に、意欲的に泥んこ遊びや雨遊び、家庭では体験できない活動に意欲的に取り組む姿が見られる。週・日案に「普段集団遊びに関心を示さないRちゃんが玉入れを見ているとき、“できな—い”と言った言葉を担任は“Rちゃんは玉入れをやってみたい”ととらえ、担任が仲立ちをして友達と一緒に玉入れに参加できた」と記述している。体操教室の時間で、Hちゃんが、開脚飛び乗りで跳び箱の上に乗った時に足が震えていた場面をみて、不安定な場での慣れない体勢のため震えているのだと受け止め、次回の体操遊びの関わり方をとらえている。一人ひとりの気持ちに寄り添い適切に関わっている様子がわかる。家庭との連携においては、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより、個人面談を通して保護者と子どものことを丁寧に伝え合い、共有する事ができている。	

項 目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	63.0%
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	29.6%
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	70.4%
	○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	74.1%
	○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	74.1%
	○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	66.7%
コメント		<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法への配慮については、3歳、4歳、5歳各年齢の保育教諭が子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって良い環境についてクラス担当で話し合っており取り組んでいる。3歳児は、保育教諭が見守る中でブランコの順番を自分の言葉で伝えることができ、積み木遊びに入れてもらえない場面で、保育教諭に言葉を添ってもらい仲間に入ることができている。プール遊びの体験の積み重ね及び友達や先生と一緒にとの安心感から、保護者が一緒になくても海遊びの体験ができている。4歳児は、散歩の途中で排水溝をのぞいて、オタマジャクシやカエルを見つける体験や泥んこ遊び、製作遊び、体操遊び等、様々な活動に意欲的に取り組んでいる。身の周りのことを自分で進んで行っている。5歳児は、海遊びや冷やしそうめん体験、プール遊び、製作遊び等、様々な経験をして、自分でシャワーや着替え等をし、持ち物の管理もできている。子どもたちは、保育教諭に見守られ思いを受け止めてもらえることで様々な日常の活動に意欲的に取り組む姿が見られる。子どもの育ちや子どもの関わり合う姿を、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝えている。保育教諭は、子どもが主体的に活動し、自己肯定感を持つことが出来るような環境を整える工夫をし、成長過程を見守り適切に働きかける姿がある。近隣のこども園や小学校との交流を行い、要録を作成して小学校へ伝えている。</p>	

項 目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	14.8%
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	59.3%
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	7.4%
	n		18.5%
着眼点	1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	25.9%
	○ 2	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	59.3%
	○ 3	計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	59.3%
	○ 4	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	66.7%
	○ 5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	59.3%
	○ 6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	66.7%
	○ 7	職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	63.0%
	○ 8	他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	25.9%
コメント		<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育の内容や方法への配慮としては、今年度は5人の発達支援児が在籍している。クラス担任が、保護者の同意を得て個別計画を作成し、保護者と連携してこどもに応じた配慮や援助を行っている。那覇市のこども発達支援センターと連携して巡回指導を受け、合同学習会に参加し、発達支援児の関わり方等、保護者からの相談に対応している。園長や担当職員が那覇市の発達支援センターの研修を受講し、必要な知識や情報を得ている。5歳児は毎年6月頃から月2回沖縄中部療育医療センターとの交流を実施し、子どもたちが障害のある子どもについて理解を深めると共に、定期的に取り組むことで子どもたちの活動を通して保護者に障害のある子どもの理解につながる取組が行われている。</p> <p>発達支援児について職員間で共通認識が持てる対応、及び個別計画とクラスの指導計画の整合性が望まれる。建物・設備など、障害に応じた環境整備の配慮が望まれる</p>	

		項 目		評価結果			
56	A⑪	⑨	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		b		
			判断基準	a	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		63.0%
				b	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		25.9%
				c	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		3.7%
	n			7.4%			
	着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。		55.6%	
			2	在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。		63.0%	
			3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。		77.8%	
			4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。		81.5%	
			5	在園時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。		77.8%	
			6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。		74.1%	
			7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。		70.4%	
			8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。		74.1%	
			9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている		66.7%	
	コメント			<p>長時間にわたる保育の為の環境整備と保育の内容や方法への配慮としては、保育教諭の時差勤務の中で引継ぎや環境に配慮し、朝夕における異なる年齢の子どもと一緒に過ごす教育・保育は、子どもが穏やかに過ごせるような配慮がされている。預かり保育や延長保育の場合は、年齢に配慮したおやつが用意されている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子について、保護者とクラス担任との連携が十分にできるよう配慮している。1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容に配慮している。</p> <p>指導計画に長時間保育における、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境などの位置づけと指導計画や延長保育内容の記録が望まれる。</p>			
57	A⑫	⑩	小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		a		
			判断基準	a	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		29.6%
				b	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。		51.9%
				c	小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。		3.7%
	n			14.8%			
	着眼点	○	1	計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。		55.6%	
			2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。		63.0%	
			3	保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。		40.7%	
			4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との接続を図っている。		63.0%	
			5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。		48.1%	
	コメント			<p>小学校との接続、就学を見通した計画にもとづく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との連携が位置付けられ、年間指導計画に教育・保育の内容や方法、保護者との関わり等が具体的に記載されている。認定こども園の園児が小学校の授業参観に参加し、運動会や音楽発表会の練習の見学や小学生と交流する機会を設け、小学校の生活に対する見通しを持てるようにしている。保護者に対しても個人面談などで小学校以降の生活が見通せるような支援を行っている。保育教諭等と小学校教員との意見交換会を実施し、幼保連携型認定こども園要録を作成して小学校への接続がスムーズに行われるように配慮している。</p>			

項目		評価結果
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬ ①	子どもの健康管理を適切に行っている。 a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。 59.3%
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 33.3%
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。 0.0%
	n	7.4%
着眼点	○ 1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 40.7%
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 85.2%
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。 51.9%
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 81.5%
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 70.4%
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 70.4%
	○ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 74.1%
	○ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。 59.3%
コメント	<p>子どもの健康管理については、「園の保健と健康管理マニュアル」にもとづいて、子どもの心身の健康状態を把握している。体調変化やケガなどについては連絡帳に記入し、送迎時に保護者へ直接伝えて確認している。子どもの健康に関する「年間保健計画」を作成し、健康状態に関する情報は職員に周知され、各クラスで保管されている。入園時に面談を実施し、新入園児についての確認事項や食事状況等を保護者から聞いて、子どもの健康に関する情報を得ている。特に1歳児と3歳児の予防接種状況や年2回のアレルギーに関する受診状況の把握に努めている。「心身共に健康な子どもを育てる」の保育理念のもと、毎月の園だよりや行政からの保健だより等を配布し、感染防止対策や健康に関する取組を保護者に伝えている。毎年、行政主催の外部研修を受講し、内部研修も実施されている。乳幼児突然死症候群(SIDS)の研修等も実施され、2歳児までの子どもには、毎日午睡チェック表で睡眠の状況を確認している。特にうつぶせ寝の子どもは5分おきに状態を確認している。職員はSIDSについて理解しており、保健だより等を配布しながら口頭で保護者に伝えている。</p>	
59	A⑭ ②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 70.4%
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。 25.9%
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。 0.0%
	n	3.7%
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 77.8%
	○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。 66.7%
	○ 3	家庭での生活に生かされるよう教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。 81.5%
コメント	<p>健康診断や歯科健診結果の教育・保育への反映については、毎年2回健康診断や歯科健診が実施され、関係職員に周知されている。健診結果は計画に反映させ、歯科健診結果から昼食後の歯磨き指導を実施し、聴力に支障がある場合は配慮するなど、子ども一人ひとりの状態に沿って対応している。家庭での生活に生かされるよう、子どもの発達記録や身体発達曲線、健康状態等、保護者に情報を提供している。</p>	

項 目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。完成相が発生した場合は玄関やクラス前ボードで周知している	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	70.4%
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	29.6%
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	63.0%
	○ 2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	77.8%
	○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	85.2%
	○ 4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	81.5%
	○ 5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	77.8%
	○ 6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	55.6%
コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師からの指示による適切な対応としては、園の組織体制において、担当としてアレルギー分野別リーダーを設置し、那覇市食物アレルギー対応マニュアル 改訂第4版にもとづいて、適切な対応を行っている。新入園児面接において、アレルギーチェック表及びアレルギー疾患生活管理表（医師の指示あり）の提出を求め、文書で確認し、アレルギー児の個別の対応や緊急連絡先等を園の様式で管理している。年2回のアレルギーに関する受診状況の把握に努めている。提供された文書中に全職員への情報共有の同意が得られている。アレルギー食の提供については、医師の指示書にもとづいて除去食が提供され、トレーを使用して他の子どもと異なる食器を使う等、工夫している。</p> <p>例年、行っているアレルギーに関する園内研修の実施、及び保護者にアレルギー疾患等の理解を図るための取組が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断 基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	59.3%
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	33.3%
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	0.0%
	n		7.4%
着 眼 点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	70.4%
	○ 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	74.1%
	○ 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	81.5%
	○ 4	食器の材質や形などに配慮している。	66.7%
	○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	81.5%
	○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	77.8%
	○ 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	77.8%
	○ 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	77.8%
コメント		<p>食事を楽しむことができる工夫として、全体的な計画に食育の推進を位置づけ、食育計画が策定され、各年齢の指導計画に食育が記載されている。乳児は、離乳食のすすめ方についてミルクの目安と離乳食の回数、調理形態、硬さ、ねらいなどが明示され、計画に「果物に触れ、レタスをちぎる」などが記載されている。1歳児は「食事前後の挨拶をする、スプーンやフォークの下持ちで食べる、りんごの皮むきを見る」、2歳児は「様々な野菜や果物に触れる、箸遊びを通して使い方を教える」等が計画に記載されている。3～5歳児は「体験としてエンドウの皮むきやクッキーづくり、オクラやトマトの栽培、収穫してサラダを作る」など、発達に沿って計画が作成されている。献立はソーメンチャンプルーや大根イリチー、冷やしそうめん、月見団子、ポーポーなど季節のメニューや琉球料理を取り入れている。保護者の保育参加と試食会がクラス毎に行われている。家族アンケートの「園で提供される食事・おやつは、お子さんの状態（アレルギーや日々体調等）に配慮し、工夫されていると思いますか」について100%の保護者が「よいと思う」と答えている。</p>	

		項 目	評価結果
62	A⑰	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	48.1%
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	40.7%
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	3.7%
	n		7.4%
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	70.4%
	○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	77.8%
	○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	63.0%
	○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。	74.1%
	○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	77.8%
	○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	40.7%
	○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	51.9%
コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮して、普通食と離乳食（初期、中期、後期）、アレルギー食の献立が作成されている。アレルギー食や発達支援児の食事など一人ひとりに合わせた調理の工夫をしている。運動場にピザ釜を設置し、子どもたちが苦手なシタケなどを食材に入れたピザを食べられるようにする等の工夫をしている。メニューは、ゴーヤーチャンプルーやヘチマの味噌汁、モズクの酢の物、スイカなど地元の食材を使った郷土料理や季節感に配慮して提供している。おやつは、くずもちやサターアングリー、ヒラヤーチー等が提供されている。残食や検食結果を参考に月1回給食会議を開催し、子どもたちの食への関心や食事状況による献立づくりに生かしている。園において衛生管理マニュアルが作成され、適切に管理されている。</p> <p>調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けることが望まれる。</p>		
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	55.6%
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	40.7%
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	0.0%
	n		3.7%
着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	81.5%
	○ 2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	74.1%
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	85.2%
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	74.1%
	○ 5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	66.7%
コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、クラス懇談会を実施して保護者との信頼関係作りに努め、個人面談を0～2歳児は年2回、3～5歳児は年3回実施している。保育参加と試食会をクラス毎に行っている。0～2歳児は送迎時や連絡帳で子どもの発達や体調、保育の様子など情報交換を行っている。クラス懇談会や個人面談、保育参加を活用して子どもの成長を家庭と共有するようにしている。園便りやクラス便りを定期的に発行し、園の方針や毎月の保育のねらいと行事、クラスの様子等を積極的に発信している。</p>		

項目		評価結果	
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	70.4%
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	29.6%
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	85.2%
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	85.2%
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	81.5%
	○ 4	認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	51.9%
	○ 5	相談内容を適切に記録している。	66.7%
	○ 6	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	77.8%
コメント		<p>保護者が安心して子育てが出来る支援については、日々の子どもの送迎時や連絡帳で子どもの園での様子・成長を伝えている。クラス懇談会や保育参加、園の行事に保護者に参加してもらうことで園と保護者との信頼関係を築く取組を行っている。保護者からの相談や保護者への子育て支援の体制として、保護者から「子どもの発達や気になることについて」や「育児不安を抱えている」等の相談に個別に対応し、支援を行っている。保護者から相談を受けた場合は担任や主幹保育教諭と情報を共有し、相談内容に適切に対応している。</p> <p>相談内容は相談対応報告書等に記録することが望まれる。</p>	
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	59.3%
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	37.0%
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	0.0%
	n		3.7%
着眼点	○ 1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	81.5%
	○ 2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	77.8%
	○ 3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	55.6%
	○ 4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	51.9%
	○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	66.7%
	○ 6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	48.1%
	○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	44.4%
コメント		<p>家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防については、「園での一日のチェックポイント」が作成されている。登園時の健康チェックから遊ぶ状況や着替え、食事時等の子どもの心身の状態を確認し、家庭での養育状況の把握に努めている。虐待等権利侵害の可能性のある場合は園長と相談し、対応を協議する場がある。子どもの様子に細心の注意を払うような取組を行っている。虐待対応として那覇市こどもみらい部子育て応援課や沖縄県児童相談所、子ども虐待対応ホットライン等、関係機関との連携を図る取り組みがある。虐待防止研修に職員が参加し、伝達研修を行っている。</p> <p>不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面や生活面の援助ができる体制の構築、及び不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等のマニュアルを整備し、マニュアルの職員への周知徹底が望まれる。</p>	